
	住まい探しでお困りの方（高齢者・障害者・ひとり親家庭）を 区がお手伝い！「住まい確保支援事業」を開始！	
と き	令和元年6月3日（月）から	
と ころ	練馬区全域	
<p>区は、来月3日から、年齢や身体状況などを理由に賃貸アパートへの入居を断られやすい高齢者等を対象に、物件情報を提供する「住まい確保支援事業」を開始する。</p> <p>申請者の希望条件にあった物件情報を、区が不動産団体から収集し、郵送で提供する。対象は、65歳以上の方のみで構成される高齢者世帯、障害者のいる世帯およびひとり親家庭。</p> <p>また、高齢者の入居では、賃貸物件オーナーの不安を解消するため、容態急変時に対応する「緊急通報システム」を利用要件とする。</p>		 <p>▲区が提供する 緊急通報システム機器</p>

【概要】

(1) 申請から契約までの流れ

- ① 申請者は、総合福祉事務所（区内4か所）の窓口において希望条件等を申し出る。
- ② 区は、希望に沿った物件情報を不動産団体に照会後、申請者へ郵送により物件情報を提供する。
- ③ 申請者は、区から提供された物件情報を基に不動産仲介店に問合せ・下見を行い、契約手続きを進める。

※高齢者世帯は、緊急通報システムの設置を利用要件とする。

(2) 特長

高齢者等の世帯の住まい探しは、賃貸物件オーナーの拒否感から多数の不動産仲介店を自ら訪問し続けながらも入居先が決まらないことがある。この事業では、特に多くの相談が見込まれる高齢者を対象に、緊急通報システム利用を付帯することで、オーナーの不安を解消し、円滑な入居につなげる。

【参考①】緊急通報システムについて

緊急時に無線発信機のボタンが押されると、警備員が自宅に駆け付けるとともに救急車による救援を行う。また、月1回、コールセンターから状況確認の連絡を行う。費用は住民税課税世帯が月額400円、住民税非課税世帯が月額300円、生活保護世帯は無料である。

【参考②】「練馬区住まい確保支援事業に関する協定」について

事業の実施にあたり、区は、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会練馬区支部および公益社団法人全日本不動産協会東京都本部練馬支部と協定を締結した。協定締結により相互の連携を強化し、事業を円滑かつ着実に推進していく。また、4月に練馬区居住支援協議会を立ち上げ、不動産団体や介護サービス事業者等と住まい確保に関する課題の協議・検討を進め、住宅の確保に配慮を要する高齢者や障害者等の居住の安定が得られるよう、施策の充実をはかっていく。